

平成29年度

若手・女性リーダー 応援プログラム助成事業



若者・女性の都内商店街出店を後押しします!!

事業を営んでいない女性又は若手男性の方が、都内商店街で新規開業するに当たって、開業に要する経費の一部を助成します。



このような経費が助成の対象となります。

経費区分		助成率及び助成限度額
事業所整備費	店舗新装・改装工事費	助成率 3/4以内 助成限度額 400万円
	設備・備品購入費(税込10万円以上のもの)	
	宣伝・広告費(上限:150万円)	
実務研修受講費		助成率 2/3以内 助成限度額 6万円
店舗賃借料		助成率 3/4以内 助成限度額 1年目 月額12万円 2年目 月額10万円

※内容により対象外となる場合があります。詳細は募集要項をご覧のうえ、事前に公社助成課にご確認ください。



交付決定までのスケジュール

申請書類提出期間	締切	面接・総合審査会	助成対象者決定
平成29年6月1日(木) ↓ 平成30年1月15日(月)	7/13(木)	8月中旬	8月下旬
	8/31(木)	9月下旬~10月上旬	10月上旬
	10/12(木)	11月中旬	11月下旬
	11/21(火)	12月下旬	1月上旬
	1/15(月)	2月中旬	2月下旬

※受付手続きは、電話で事前予約をしてください。

※日程については、状況により変更する場合があります。

※助成金予算終了次第、29年度の受付を締め切ります。



このようなことが主な申請要件になります。

- ★男性の場合、平成30年3月31日時点で39歳以下の方が申請できます。
- ★申請時点で当該商店街にある商店街組織の代表者から、出店に関する承諾を受ける必要があります。
- ★申請時点で他の事業を営んでいない方で、開業後も申請に係る事業に専ら従事する必要があります。
- ★開業と同時にその商店街組織に加入する必要があります。
- ★許認可を必要とする事業を行う場合は、助成対象期間内に取得する必要があります。
- ★原則として、①実務研修、②経営知識習得に係る研修を過去3年以内に受講している、又は助成対象期間内に受講する必要があります。

※就業経験等により、研修受講が免除になる場合があります。

※①実務研修を助成対象期間内に受講する場合、助成対象経費として申請できます。

〈②経営知識習得に係る研修例〉

主催者	研修
東京都中小企業振興公社	TOKYO起業塾 女性起業ゼミ 商店街起業促進サポート事業等
東京都内商工会議所 東京都商工会連合会・商工会	創業塾 創業ゼミナール等
区市町村	上記に類する創業、起業支援セミナー



店舗の業種によって、申請できない場合があります。

- 原則として、①卸売業・小売業、②不動産業・物品賃貸業、③宿泊業・飲食サービス業、④生活関連サービス業・娯楽業、⑤教育・学習支援業、⑥医療・福祉の一部が対象となります。詳細については、募集要項及び申請資格確認リストをご覧ください。



交付決定日から1年以内に新規開業をする必要があります。

助成対象期間 **交付決定日から1年間**（ただし、店舗賃借料は交付決定日から2年間）

注意 助成対象期間内に開業届を提出すること又は法人設立登記が必要になります。

募集要項・申請書はこちらからダウンロードいただけます

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/index.html>

【お問い合わせ先】



公益財団法人東京都中小企業振興公社 企画管理部助成課
電話 03-3251-7894・5 e-mail : josei@tokyo-kosha.or.jp

ビジネスチャンス・ナビ2020

～東京2020大会等を契機とする
ビジネスチャンスはこのサイトから～

ビジネスチャンスナビ
で検索!

